

鳥取県西部広域行政管理組合
一般廃棄物処理施設用地選定支援業務委託
仕 様 書

令和3年4月

鳥取県西部広域行政管理組合

第1章 総 則

1 目 的

鳥取県西部広域行政管理組合（以下「本組合」という。）では、鳥取県西部地域（米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、江府町、日野町。以下「管内」という。）において一般廃棄物の広域処理を進めるための一般廃棄物処理施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）を令和3年8月に策定する予定である。

当該基本構想は、管内の一般廃棄物処理施設（可燃ごみ処理施設・不燃ごみ処理施設・最終処分場）をそれぞれ1施設に集約化し、新たな広域処理施設の整備を計画するものであり、それぞれの施設は、効率性、環境保全性、経済性等を考慮すると、可能な限り一体的に整備すべきと考えている。

当該施設の建設用地の選定事業は、令和3年度から令和4年度にかけて実施することとしており、外部有識者等で構成する用地選定委員会を設置し、調査審議を行うこととしている。

一般廃棄物処理施設用地選定支援業務委託（以下「業務」という。）の履行にあたり、受託者は、円滑に候補地が決定できるよう、受託者の有する専門的な知識、技術、経験等をもって、本組合や用地選定委員会の求める建設用地の選定に関する資料作成や指導・助言、用地選定委員会の運営支援を行うものである。

2 業務名及び業務場所

業 務 名：鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定支援業務委託

業務場所：鳥取県西部広域行政管理組合 管内

3 業務委託期間

契約締結の日から令和4年11月30日までとする。

4 基本事項

(1) 本仕様書の適用範囲

一般廃棄物処理施設用地選定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）は、本組合が発注する「一般廃棄物処理施設用地選定支援業務委託」に適用し、本仕様書に明記なき事項であっても、当該業務の目的達成上当然に必要と認められるものは、受託者の責任において実施するものとする。

(2) 業務管理

- ① 受託者は、業務の円滑な推進を図るために、十分な経験を有する管理技術者を配置する。
- ② 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行う。
- ③ 業務の円滑な推進を図るため、本組合及び受託者は常に密接な連絡を取り、十分な協議を行い、業務を処理する。
- ④ 業務の途中において、本組合が報告を求めたときは、受託者は速やかに報告を行う。

(3) 関係法令の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに関係する法令、

政令、省令、条例、細則通知等を遵守する。

(4) 資料の貸与

業務の遂行に必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うが、現在、本組合が所有し業務に利用できる資料は貸与する。貸し出しにあたっては、受託者は、貸与を受ける資料のリストを作成し、返却期日を明記のうえ、本組合の承諾を得るものとする。

(5) 秘密の保持

受託者は、常に本組合の立場であることを認識し、業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

(6) 留意事項

受託者は、関係する諸官庁と協議（本組合が同席し、または、本組合の了解を得た後に行うことが原則）を必要とするとき、または、本組合から協議を求められた場合には、誠意をもってこれにあたり、打ち合わせ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、遅延なく本組合に提出する。

5 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたり、契約書に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者届
- (3) 工程表
- (4) 完了届
- (5) 納品書

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、その都度、本組合の承諾を受けること。

6 審査

受託者は、業務完了時に本組合の審査を受けなければならない。

7 成果品

業務完了後、速やかに下記の成果品を納品すること。成果品に関しての著作権及び所有権は本組合に帰属する。

- ・ 報告書 A4 版 2 部
- ・ 電子データ (CD-R) 1 部

8 疑義

本業務の仕様書の記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに本組合と協議し、本組合の意図を十分に理解し業務を遂行する。

第2章 一般廃棄物処理施設用地選定支援業務内容

1 業務概要

(1) 業務の考え方

本組合が実施する一般廃棄物処理施設の用地選定は、基本構想に基づき実施するものであり、当該用地選定の円滑な推進においては、専門的な知見からの検討、評価や客観性、公正性の確保も重要となることから、外部有識者を含む用地選定委員会を設置し選定作業を進めることとしている。

受託者は、基本構想及び本仕様書に定める内容に基づき、本組合や用地選定委員会の求めに的確に応じ、円滑に候補地が決定できるよう、専門的な知識、技術、経験等を最大限活用し、業務に取り組むものとする。

(2) 用地選定に係る作業工程の概要

用地選定に係る作業工程は、用地選定委員会において用地選定に係る作業方針を定め、たうえて、構成市町村からの推薦等による候補地について、当該委員会での評価、選定作業を経て答申を行い、最終的には、本組合において、建設候補地を決定するものである。また、組合の諸会議（副市町村長会議、正副管理者会議、組合議会をいう。以下同じ。）において、適時、必要な事項について報告を行う予定である。

なお、今後の組合の諸会議、用地選定委員会での審議等の状況によっては、上記作業工程が変更となる場合があることに留意し、その場合は適切に対応するものとする。

2 用地選定の対象施設

用地選定の対象とする施設は次のとおりとし、令和14年度の稼働を目標とする。

- ① 可燃ごみ処理施設 1施設
- ② 不燃ごみ処理施設（不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ） 1施設
- ③ 最終処分場 1施設

なお、施設整備においては、基本構想に掲げる基本方針（効率的な施設の設置及び管理運営体制の構築）を踏まえ、可燃ごみ・不燃ごみ処理施設の一体的整備を推進し、また、最終処分場も極力近隣に設置することを基本とするものである。

3 業務内容

本業務において、受託者が調査・整理・検討する事項や用地選定委員会の運営支援に関する内容は、次のとおりである。

なお、用地選定作業における必要な事項は、本組合の諸会議において適時報告し、また、用地選定委員会の答申後には、建設候補地の最終決定に係る組合の会議での審議も考慮することから、それらに係る資料（次の項目の範囲のものに限る。）の作成等についても同様に行うものとする。

(1) 用地選定に係る作業方針の作成

本組合が策定する基本構想を踏まえ、また、整備施設の特徴や人口分布、地形、インフラ等の管内の地域特性を考慮したうえで、候補地の抽出にあたっての適地・非適地のエリア等

の具体的な条件設定、候補地の抽出手法、その候補地の選定（絞り込み）方法等を定めた作業方針を作成する。

(2) 評価項目・評価基準の設定

用地の選定を行ううえで必要な評価項目、評価基準（以下「評価基準等」という。）を設定する。また、候補地選定作業にあたっては、この評価基準等に基づき、各候補地を比較評価するための資料を作成する。なお、候補地数は未定であるが、段階的に選定作業を行う必要がある場合は、その段階に応じたものとする。

(3) 候補地の調査

各候補地について、個別調査及び詳細調査を行い、資料を作成する。

- ・個別調査は、各候補地の基礎調査であり、机上調査を基本とするが、必要に応じて現地調査を想定したものとする。
- ・詳細調査は、最終評価項目として、施設配置、概算工事費、概算収集運搬費、施設整備スケジュール等について調査し、取りまとめるものとする。

(4) 地域貢献策の検討

用地選定にあたって、周辺施設との連携体制や周辺環境整備等の検討を行い、地域貢献策について資料提供を行うものとする。

(5) 用地選定委員会の運営支援

受託者は、用地選定委員会の円滑な運営を支援するため、当該委員会へ提出する資料作成を行うとともに、当該委員会への出席、説明、会議概要の作成等を行うものとする。